

# 令和6年度 名張市立名張小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止の基本方針

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（＊）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（＊）物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなど。また、けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

### (2) いじめ防止に対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校は、すべての児童にいじめを行わせない、他の児童に対して行われるいじめを認識したら、これを放置しないように、いじめの防止のため、次の4点を基本理念として対策を講ずる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。そして、どの児童にもどの学校にも起こり得るとの認識を持ち、学校は、家庭及び地域と連携し、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ② いじめ問題への取組に当たっては、全教職員で組織的な取組を進める。また、いじめ問題の解決では、いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫く。同時に、いじめ問題の対応にあたり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧に説明を行う。
- ③ 児童が、一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。
- ④ 「いじめを生まない学校づくり」に取り組む未然防止の活動は、日常の教育活動のあり方と密接に関わっているため、すべての教職員がこのことを認識し日々実践を行う。

### (3) 学校及び職員の責務

- ① 教職員の言動が児童に大きな影響を与えることを認識し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む、いじめに対して適切かつ迅速に対処する。
- ② 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 保護者、地域住民等と連携し、児童がいじめを行わず、傍観することがないように、児童が主体的、自主的に行うものに対する支援を行う。
- ④ 児童及び保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発をする。

## 2. いじめ防止対策のための組織

- (1) いじめ防止対策のための組織「名張小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、情報共有・協議を行う。また、実効性の高い取組を実施するため、基本方針が実情に即して適切に機能しているかを、定例会において点検し、必要に応じて見直す。（PDC Aサイクル）
- (2) 構成メンバーは、校長・教頭・生徒指導担当・学年代表・特別支援教育コーディネーター・養護教諭及び必要に応じて、外部委員・スクールカウンセラー等で構成する。
- (3) 開催は学期1回を定例会とし、必要に応じて適時開催する。
- (4) 委員会委員は、協議内容の個人情報等についての守秘義務を負う。

## 3. いじめの未然防止の取組

### (1) いじめを生まない魅力ある学校づくりを進める

- ① 児童一人一人が主体的に考え行動・活動し、認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ③ 道徳の時間には、命の大切さについての指導を行い、また「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。
- ④ 学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ⑤ 学校として、特に配慮が必要な児童をはじめとする児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する校内研修を行う。
- ⑥ 教職員の各分掌役割を明確化し、いじめ防止に対する日常的な取組を実施する。
- ⑦ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童や保護者に啓発を行う。

### (2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行う

インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、日頃から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかに解決に努める。

### (3) いじめの早期発見を心がける

- ① 日頃から児童が発信する危険信号（冷やかし、からかい、悪口、無視、仲間はずし、脅し文句、嫌なことや危険なことをさせられる等）を見逃さないために、教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ② 定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通じて、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

## 4. いじめを認知した場合の対処

### <正確な実態把握>

当事者双方や周りの児童、保護者、地域住民等からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。また、関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握をする。

### <指導体制・方針決定>

教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。問題を把握したら一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中心に指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。（「報告・連絡・相談」の徹底）

### <児童への指導・支援及び保護者・地域・関係機関等との連携>

#### ・いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴き取りを行う。その際、いじめられた児童の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する児童生徒などの事実関係を正確に把握する。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。加えて、いじめられた児童の学級及び集団への適応を推進する。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える支援体制を整える。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得る。加えて、いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を推進する。

#### ・いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童から十分に事実関係の聴き取りを行う。いじめが確認された場合は、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させ、組織的にいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導して、再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝えるとともに、学校としての指導方針を伝え協力を求めるなど、継続的な助言を行う。

#### ・集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

### <いじめ解消の要件>

- ・いじめに係る行為が止んで相当期間継続している。（少なくとも3か月を目安）
  - ・いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと。（面談等により確認する）
- 必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

## 5. 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。また、いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた時をいう。

その場合、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対する組織を実働する。（いじめ防止対策委員会）
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。（市による調査等）
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 6. 教育委員会との連携

名張市教育委員会と随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。